

ボルドー液の使用について

1. ボルドー液とは

硫酸銅と生石灰を混合してつくる農薬で、殺菌剤として使用される。農薬登録のある硫酸銅および生石灰から生産者自身が調整する。

調整割合は各種あるが、硫酸銅○g、生石灰△g を水に溶解させ、1ℓに調整したものは、○-△式と呼称される。

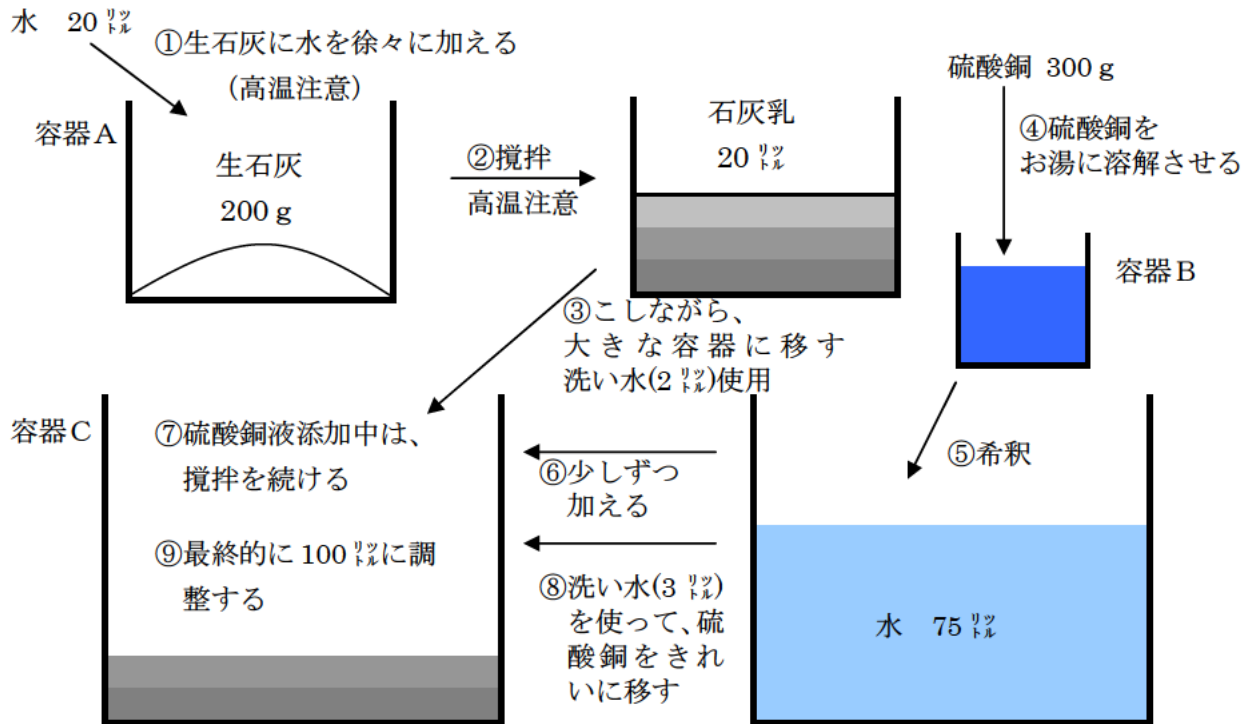
<例>

ボルドー液の呼称	水 100 ℓに対する薬量(g)	
	硫酸銅	生石灰
6-12 式	600	1200
6-6 式	600	600
6-4 式	600	400
6-3 式	600	300
5-5 式	500	500
4-12 式	400	1200
4-8 式	400	800
4-6 式	400	600
4-4 式	400	400
4-2 式	400	200
3-15 式	300	1500
3-3 式	300	300
3-2 式	300	200
2-12 式	200	1200
2-10 式	200	1000

2. 調整の仕方

- ① 薬剤を溶解させるため、3つの容器を用意する。
(生石灰は水に溶けると発熱するため、1つは耐熱性のものを用意する。)
- ② 容器 A (耐熱性) に生石灰を入れ、最終的に調整する量の 20% 程度の水で調整して石灰乳とする。(この際、高温になるので注意すること)
- ③ 容器 B に硫酸銅を適量のお湯で溶解させた後、最終的に調整する量の 80% 弱となるよう水で希釈する。
- ④ 容器 A の温度がある程度下がったら、石灰乳を最終的に調整する量が入る大きさの容器 C にこしながら移す。
- ⑤ 硫酸銅液を容器 C の石灰乳に徐々に注ぎ入れ、十分に攪拌する。
- ⑥ 水は少し残しておき、洗い水などに活用するとともに、最終的な水量を調整する。

ボルドー液の調整手順 (例：3-2式：100%の場合)



<注意事項>

- ・ 必ず農薬登録のある硫酸銅および生石灰を使用する。
- ・ 硫酸銅と生石灰は、登録業者（資材）によって、登録内容が異なる場合があるので、必ずラベルを確認する。

適用表 (抜粋)

(平成 23 年 9 月末現在)

作物名	病害虫名	ボルドー液の種類	備考
ぶどう	べと病、黒とう病	3-2式～6-3式、	
		3-2式～6-4式	※1
なし	黒斑病・黒星病	6-12式	開花前
		4-8式	開花後
	輪紋病	4-12式	※1
かき	炭疽病、黒星病、落葉病	3-15式～2-10式	
みかん	そうか病、かいよう病	6-6式～4-4式	
もも	せん孔細菌病	4-12式	
みかん	そうか病、かいよう病	6-6式～4-4式	
ばれいしょ	疫病、夏疫病	4-4式	
トマト	疫病、夏疫病	4-4式	
ミニトマト	疫病、夏疫病	4-4式	※1
作物名	病害虫名	ボルドー液の種類	備考
うり類	べと病、炭疽病	4-2式～3-2式	

だいこん	べと病	4-4 式	
きゃべつ	黒斑病、べと病	4-4 式	
ねぎ	べと病、さび病、黒斑病	4-4 式～3-3 式	
わけぎ	べと病、さび病、黒斑病	4-4 式～3-3 式	※1

※1：適用のない資材もあるため注意が必要 → 必ずラベル確認

<注意事項>

- ・ 作目によって使用できるボルドー液の種類が異なることから、必ず適用表を確認する。
- ・ 資材によって、適用が異なる場合もあることから、必ずラベルを確認する。
- ・ 調整したものは、できるだけ早く使用する。
- ・ 高温・多湿期には、薬害が発生しやすいので注意する。
- ・ 登録で、使用濃度 3-2 式～6-3 式とあれば、3-2 式、3-3 式、4-2 式、4-3 式、5-2 式、5-3 式、6-2 式、6-3 式のボルドー液は使用できるが、4-6 式、6-6 式等のボルドー液は違反となる。
- ・ よく似た作目であっても、適用のない種類のボルドー液を散布することは違反となる。
- ・ 不明な点があった場合は、自分で判断せず、普及センター、販売店等に確認する。